

令和8年度滋賀県デジタル広報誌
企画編集業務

仕様書

令和8年（2026年）2月

滋賀県知事公室広報課

第1 概要

1.1 業務の名称

令和8年度滋賀県デジタル広報誌企画編集業務

1.2 契約期間

契約日～令和9年3月31日

1.3 目的

現在、スマートフォン等から情報を入手する人が増えて情報の入手手段が多様化している。そのような中で、ICTを活用して、県民との双方向機能の導入を含めた広報誌のデジタル化など、広報におけるDXを推進することにより、県政への共感・行動・参加につながる広報の実現をめざし、シビックプライドや滋賀県への興味・関心を醸成することを目的に、「デジタル広報誌・滋賀プラスワン」(<https://shigaplusone.jp/>)を運用する。

1.4 業務委託範囲

- (1) 新規記事等の作成
- (2) ウェブサイトの認知度向上および閲覧促進
- (3) 会員ポイント制度の運営等

1.5 納品場所および窓口

滋賀県知事公室広報課（大津市京町四丁目1－1）

1.6 業務体制

- (1) 本業務の責任者を置くこと。
- (2) 本業務の責任者は、長期療養、死亡、退職等の不測の事態を除き、同一人物とすること。
- (3) 本業務の責任者および作業メンバーは、本業務の遂行に必要なスキルを十分に有すること。
- (4) 実施体制図を含む運用計画書を作成し、滋賀県の承認を得ること。

1.7 月次報告定例会および編集会議

(1)月次報告定例会

業務の遂行にあたり、受託者は契約締結後直ちに、以降は1か月に1回程度滋賀県と月次報告定例会を行い、連携を密にして事業を実施することとする。月次報告定例会の中で、新規記事等の企画の詳細や事業の進捗等について協議を行う。

(2)編集会議

業務の遂行にあたり、受託者は月2回程度滋賀県と編集会議を行い、各記事の構成や編集等について協議を行う。

※上記(1)(2)に係る会議室は原則として滋賀県が用意するが、受託者側の環境が整えば、Web会議システム等を用いて遠隔で行うことも想定している（滋賀県では、Zoomを導入している。）。

※上記(1)(2)ともに、会議の内容をまとめた議事録を会議終了後、1週間以内に提出すること。

第2 新規記事等の作成

2.1 目的

県民、特に紙広報誌では届けられない層に分かりやすく県政情報を届け、共感・行動・参加につなげる広報を実現する。

2.2 業務内容

- (1) 滋賀県デジタル広報誌ウェブサイトに掲載する各種記事（動画含む）について、記事で扱うテーマを企画し、滋賀県から提供されたデータまたは取材に基づき、各種記事（動画含む）を作成を行う。校正については、滋賀県による校了確認があるまで実施する。
 - ・ 県政情報を収集し、時機を捉えた効果的な情報発信となるよう、企画提案を行うこと。

- ・アンケートで得られた意見を踏まえ、企画提案を行うこと。
 - ・外部の取材対象者および県関係機関等に対して必要な取材（日程調整や撮影含む）を行うこと。
 - ・原則として、受託者が取材を行うこと。取材内容によっては、滋賀県から取材先等を指定する場合がある。また、内容上、受託者が現地で取材することが望ましくない場合は、滋賀県が収集した資料等を提供し、これに替える場合がある。
 - ・取材が不足していると滋賀県が判断する場合は、現地での追加取材を指示する場合がある。
 - ・県提供資料および取材で不足する画像や動画、データ等については、受託者が調達すること。
 - ・外部の取材対象者への原稿等の内容確認は、受託者が行い、校正を行うこと。
 - ・掲載時期に間に合うよう、記事作成は十分に余裕をもって取り組むこと。
- (2) 記事を掲載するデジタル広報誌のウェブサイトは、Word Press をベースに構築されているため、Word Press 基本機能（ブロックエディタ）に対応した形式の記事データを作成すること。
- (3) 2.3.(1)～(4)の記事公開後に県公式 SNS (X、Instagram、Facebook) で発信するにあたり、投稿にかかる写真素材、原稿案を制作、納品すること（投稿は広報課で実施する）。

2.3 記事の種類と数量

- (1) 10分程度の動画およびweb記事 年4記事以上
記事で扱うテーマと親和性の高いインフルエンサー等を起用し、重要な県政情報に係る動画および記事を作成する。
(参考) 令和7年度
 - ・滋賀ふるさと観光大使・西川貴教さんが大阪・関西万博をレポート！
 - ・彦根の新しい楽しみ方！伊藤みきさんが体験！～国スポ・障スポスペシャル！～
- (2) web記事 年6記事以上
アンケートやトレンドをふまえた“県民が知りたい”内容を題材とした発信を行う。
(参考) 令和7年度
 - ・石田三成と藤堂高虎の“ゆかりの地”へ。大河ドラマ「豊臣兄弟！」は滋賀も舞台に！
 - ・広い空が育てた音。滋賀から世界へ、ピアニスト・久末航さんインタビュー
 - ・滋賀を愛した建築家ヴォーリズ 来日120年、改めて感じるその魅力
- (3) 県政に係るアンケート 年10記事以上
県政にかかる“県民が知りたい”内容のテーマでアンケートを企画し、トップページバナーに設置する記事を作成する。
(参考)
 - ・あなたは救急車を呼んだことがありますか？（#7119）
 - ・来年の大河ドラマは何か知っていますか？（戦国ディスキヤバリー）
- (4) 1分程度のショート動画およびweb記事 年50記事以上
今「伝えたい」「伝えなければならない」県政情報やイベント等、またはショート動画が適している県政情報を取材する。前者は時期を逸すことなく発信するため、取材日から概ね1週間以内に記事および動画の作成を行うものとする。
(参考) 令和7年度
 - ・44年ぶりの感動再び！国スポ開会式で滋賀が全国にアピール
 - ・大阪・関西万博がフィナーレ！滋賀から世界へとつながった半年間！
 - ・クマ出没の裏側で。野生動物から暮らしを守る獵師の仕事
- (5) 紙広報誌（年4回発行）の特集記事との連動
各号1記事以上の特集記事について、内容を掘り下げたショート動画を作成するとともに、2027年冬号における新春対談については、別途ショート動画を作成すること。

(参考) 2025年冬号紙広報誌の特集記事

- ・滋賀県立総合病院と滋賀県立小児保健医療センターが統合しました！
- ・滋賀県が目指す多様な学びの場
- ・あなたは大丈夫？SNSの使い方

(1)～(4)の回数については、事業者からの提案により決定する。

第3 ウェブサイトの認知度向上および閲覧促進

3.1 目的

SNS広告をはじめとする様々な手段を用いてウェブサイトの認知度向上、閲覧促進および回遊性等の向上を図る。

3.2 業務内容

(1) 発信媒体

- ・受託者は提案した施策および滋賀県が必要とする施策を協議の上、実施すること。
- ・年齢、価値観等が異なるメインユーザー（滋賀県民）をセグメント化し、設定したターゲットに対して効果的に訴求できる手法および回数を提案すること。

(2) その他

- ・滋賀県が必要とする施策については協議の上、実施すること。
- ・受託者は、認知度向上および閲覧促進施策の実施状況およびその効果について、月次報告定例会で報告書を作成のうえ報告すること。

第4 会員ポイント制度の運営等

4.1 目的

会員ポイント制度を引き続き運用・拡充し、サイト内の回遊性や魅力を高めることでアクセス数の向上を図る。

なお、企業・団体等（以下、「スポンサー」という。）からクーポン券やプレゼント用賞品等（以下、「提供物」という。）の提供の対価として、サイト下部にスポンサー広告バナーを掲載することとしている。

4.2 業務内容

会員ポイント制度の運営・保守する業務を行うこと。また、月次報告書クーポンやプレゼントの掲載状況等を記載し、月次報告定例会において滋賀県に報告すること。

(1) 運営

- ・スポンサーに対して訪問営業を実施し、会員ポイントを利用できる提供物を獲得すること。なお、訪問営業先や持参する資料等については、事前に滋賀県と共有および協議すること。
- ・提供物の引換に必要な会員ポイント数をスポンサーと調整すること。
- ・スポンサーから画像やロゴ等の素材提供を受け、提供物の掲載ページおよびスポンサー広告用バナーを作成し、滋賀県に提供すること。
- ・クーポン券の配信やプレゼントキャンペーン等をスタートする際の告知用バナーを作成すること。
- ・クーポン券の利用手順をスポンサーに説明し、トラブルが発生しないよう調整すること。
- ・クーポン券の枚数管理・プレゼント賞品の抽選・発送作業を行い、滋賀県へ報告すること。

(2) 保守

- ・会員ポイント制度全般に関わる電話窓口を設置し、利用者からの問合せに対応すること。
(受付時間：年末年始を除く 9時～17時)
- ・スポンサーからの問合せに対応すること。
- ・スポンサーとの連絡を密にし、利用状況や改善点を聞き取りクーポン券の利用促進を図ること。
- ・クーポン券およびプレゼント用賞品を継続的に開拓し、訪問営業を実施すること。

第5 留意事項

5.1 納品

- 本業務にて作成したデータは、以下の形式で都度納品すること。
- ・1.7 (1)(2) : PDF (議事録)
 - ・2.2 (4) : JPEG (写真素材)、Word 形式 (原稿)
 - ・2.3 (1)～(4) : Word Press 基本機能 (ブロックエディタ) に対応した形式の記事データ、MP4 (動画およびショート動画)
 - ・2.3 (5) : MP4 (ショート動画)
 - ・4.2 (1) : Word Press 基本機能 (ブロックエディタ) に対応した形式のデータ

5.2 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を滋賀県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために滋賀県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに滋賀県に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 個人情報等の特に重要な情報については、漏洩、改ざんを防ぐため厳重に管理するとともに、本業務の目的以外で利用してはならない。
- (6) 再委託を行う場合、上記の(1)から(5)の規定は再委託先にも遵守されること。

5.3 契約不適合責任

本業務の成果物の検収後、1年の間に、正当な理由無く、この仕様書に記載した要件を満たしていないことが判明した場合および受注者の責任とみなされる不具合が生じた場合には、滋賀県と協議のうえ、無償で改良すること。

なお、この場合、不足している機能および不具合部分のみを修正することとし、これらの改良のためにユーザーインターフェイスおよび操作内容を変更しないこと。

5.4 法令遵守

本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (3) 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」（別記参照）

5.5 権利の帰属

本業務における全ての成果物（記事、動画、イラスト、写真、ロゴ、プログラム等）の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）は、委託料の支払と同時に全て県に譲渡されるものとし、県は、県が行う広報のために自由に利用できるものとする（ただし、受託者に著作権および著作者人格権を有しないものについては除く）。

受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権行使しないものとする。

5.6 再委託

本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を滋賀県に提示し、承認を得ること。
なお、責任者の再委託は認めない。

また、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

5.7 その他

- (1)受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに滋賀県と協議を行い、作業を実施すること。その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、滋賀県と受託者が協議のうえ定める。
- (2)本仕様における経費および月次報告定例会・編集会議に伴う旅費、交通費等は受託者の負担とする。

別記

滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」

(データおよび入出力帳票の管理)

第1 データおよび入出力帳票を県の外部で持ち運ぶ場合またはインターネットメール等により県へ送信する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前に県の許可を得ること。

(2) 鍵付きのケースへの格納、暗号化、パスワードの設定など、不正利用の防止および機密性を保持するための措置を講ずること。

(3) 盗難、紛失等のないよう厳重に管理し、委託事業者のシステム機器以外では取り扱わないこと。

(4) インターネットメール等により県以外の外部に送信する場合は、パスワードは伝達せずに、あらかじめ受信者と合意したパスワードを設定するか、電話等の別手段を用いてパスワードを伝達すること。

第2 データおよび入出力帳票を取り扱う作業を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ファイル交換プログラムが記録されたシステム機器を用いないこと。

(2) 取り扱ったデータおよび入出力帳票は、削除または県へ返却すること。

第3 データおよび入出力帳票が委託事業者以外の外部の者により、使用または閲覧されることがないよう、離席および退室時においては、端末のロックや記憶媒体、入出力帳票の容易に閲覧されない場所への保管等を行わなければならない。

(ネットワークの接続制限)

第4 委託事業者のシステム機器を県のネットワークに接続してはならない。ただし、県の許可を得た場合はこの限りでない。

(ウィルス等対策)

第5 コンピュータウィルス等の不正プログラム（以下「ウィルス等」という。）の対策に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ウィルス等対策プログラムを常時稼働させておき、委託事業者のシステム機器がウィルス等に感染していないか定期的に確認すること。

(2) ウィルス等対策プログラムのパターンファイルは常に最新のものに保つこと。

(3) 県とのデータまたはプログラムの受渡しを行う前には、必ずウィルス等チェックを行うこと。